

長浜市告示第135号

長浜市保育士等奨学金返還支援金交付要綱（平成29年長浜市告示第237号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

長浜市長 浅見 宣義

第3条第4号中「令和8年4月1日」を「令和9年4月1日」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 長浜市保育士等修学資金貸付条例（長浜市条例第12号）に基づく貸付けを受けていない者

附則第2項中「令和12年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。